

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

認知症の家族の預金引き出し。新ルールとサービス

認知症になると 金融取引ができなくなる!?

こんにちは、高橋学です。認知症になると預金口座からの預金の引き出しが難しくなることをご存知でしょうか。今回は、今年2月に全国銀行協会から発表された「認知症の人の親族による預金引き出し指針」に沿って、本人以外による預金引き出しの新ルールについて解説します。

高齢化が進むにつれて、認知症人口は年々増加しており、2025年には約700万人が認知症になるという推計も出ています。認知症になると、認知力や判断力が低下し、詐欺などの金銭トラブルに巻き込まれやすくなりますが、家族といえども、預金者の預金を払い出すことは許されません。ここで必要となるのが、本人の代わりに預金の引き出しなどを行う「代理権」を持つ後見人です。

後見人は成年後見制度を利用することで選定できます。成年後見制度には2種類あり、判断能力が衰える前に本人があらかじめ代理権を持つ後見人を選定・契約しておく「任意後見人」と、本人の判断能力が衰えた後に家庭裁判所によって選定される「法定後見人」とに分かれます。任意後見人の場合、本人の判断能力が不十分になったとき、代理取引を行えるようになります。

認知症患者の預金 無権代理人でも出金可能に

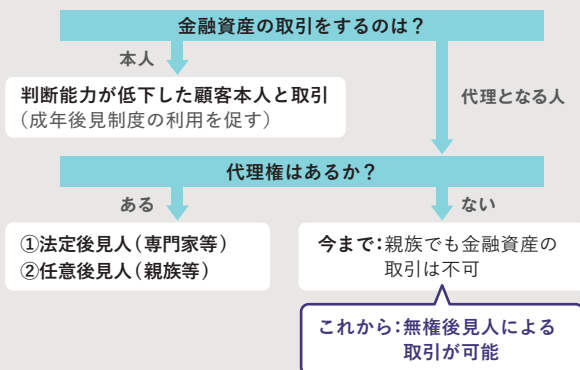
しかし、制度利用に費用がかかることや、第三者に財産管理を委ねることに抵抗を感じる人が多いことなどから、成年後見制度の普及は遅れており、現在の利用者は22万人程度に留まっています。そのため、本人が認知症になったにもかかわらず、代理人がおらず、本人の医療費や施設入居費の支払いのために、預金を引き出したくても、それができないというケースが相次いでいます。

そこで今回、全国銀行協会が、代理権のない「無権後見人」である親族が金融取引を代行することを条件付きで認める新方針を出しました。ただし、これは極めて限定的な対応である点には注意が必要です。心ない親族による使い込みなどのリスクを避けるために、無権後見人による預金の引き出しは使途が医療費・施設入居費などに限定されています。また、価格変動がある投資信託の解約にはさらに慎重な審査が課されます。

そのため、あくまで基本となるのは成年後見制度の利用です。高齢の家族がいる場合は、トラブルを未然に防ぐためにも、あらかじめ成年後見制度を利用し、後見人を選定しておくことをおすすめします。



■ 図表1 認知症の人の銀行口座からの引き出し条件



(出所)全国銀行協会のホームページをもとに当社作成

■ 図表2 代理取引を行える後見人の種類と概要

●成年後見制度利用の場合

	後見人選定はいつか	誰が選ぶか	誰がなるか	できること
任意後見人	本人の判断能力が十分な時点	本人	本人が希望する人、主に家族	本人が決めた範囲 〔代理権目録〕に記載されている範囲
法定後見人	本人の判断能力が不十分になった後	家庭裁判所	主に弁護士や司法書士など親族以外の専門家	法律で決められた範囲

●無権代理人利用の場合

	後見人	誰が選ぶか	誰がなるか	できること
無権後見人	本人の認知判断能力がない、もしくは低下し、かつ成年後見制度を利用していない(できない)とき	主に親族	主に親族	本人の医療費等の支払いなど、本人の利益に適合する極めて限定的な取引のみ

(出所)法務省、全国銀行協会のホームページをもとに当社作成